

新組合主義運動の政治的性格：イギリス労働党成立 史論(1)

吉瀬, 征輔
九州大学法学部助手

<https://doi.org/10.15017/1552>

出版情報：法政研究. 34 (3), pp.43-81, 1968-01-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

新組合主義運動の政治的性格

— イギリス労働党成立史論 (1) —

吉 瀬 征 輔

はじめに

第一節 職能別組合の論理と新組合主義運動の必然性

第二節 新組合主義イデオロギーの基本的性格

第三節 新組合主義運動の政治的主体性の確立過程

むすびにかえて

はじめに

わが国のこれまでのイギリス労働党研究において、次の二つの態度が支配的であった。一つは、同党に特殊イギリス的性格を認めながらも議会制民主主義のもとにおける社会主義政党の模範として美化する態度であり、いま一つは改良主義化、日和見主義化した社会主義政党、いわゆる（右翼）社会民主主義政党の典型だとして、そのブルジョア的墮落を断罪する態度である。実は、こうした極端な評価の違いは、日本における社会主義政党のあるべき姿をめぐる見解の対立と不可分に結びついていた。

一般に社会科学において、対象の客観的認識といっても、そこに研究主体の価値的評価が介在することは免れ難い。特に現実政治と直接かかわりあいをもつ場合にはそうであって、イデオロギー的立場の相違によって問題設定そのものから違ってくる。わが国のイギリス労働党研究も決してその例外ではなかった。社会主義運動におけるマルクス主義的潮流と社会民主主義的潮流との対立が、直接、間接、研究者の問題意識、方法等を規定していたということができる。そしてその際、前者はイギリス労働党研究にブルジョア化した社会主義政党の例証以上の意義を与えず、専ら関心をロシア、ドイツ等の社会主義政党の研究に集中していたのに対して、後者は社会主義即ちマルクス主義という当時の一般的理解に挑戦し、マルクス主義でない社会主義も立派に存在しうるのだという例証としてこの研究を重視したのであった。従って、わが国では後者の系譜に属する研究が圧倒的に多く、対象の内在的検討という意味での研究成果も、当然そこから生れた^(二)。もちろん研究成果といっても、もともと体制内在化したものを先進資本主義国における社会主義政党のモデルとしてみることを根底においているのであるから、そこに基本的な制約があることはいうまでもない。

ところで、このようないわば「政治主義」的傾向の強い研究であっても、敗戦前のイデオロギー状況の中では、いずれもそれなりの意味をもちえたといえることができる。というのは、イギリス労働党の肯定的評価を通じて議会制民主主義を前提とする社会主義政党の合法的存在の意義を積極的に主張することは、当時としては、とりもなおさず前近代的構造をもっていた天皇制国家に対する「近代」の立場からの批判を意味したし、また同党の批判―たとえそれが超越的批判であっても―を通じて科学的社会主義の立場に立つ社会主義政党論を提示することは、「前近代」に対する「近代」の対置が緊急に要請される状況のなかであいまいにされがちな「近代」そのものの批判、克服の方向を示すことに他ならなかったからである。

しかし、第二次世界大戦後の新しい情勢は、そうした研究の意味を失なわせしめた^(三)。国内的には、民主主義的な政治体

制が作りだされたことにより、「前近代」対「近代」という思想上の対立軸の設定自体の有効性が問題とされなければならぬ。また一九四五年六月、下院議席の絶対多数を基礎に成立したイギリス労働党内閣のはなばなしい出発とみじめな最後^(三)、さらに同党指導のもとに結成された社会主義インターの数々の反社会主義的行動は、同党の社会主義政党としての資格に強い疑問を感じさせずにはおかなかつた。もはや同党を議会制民主主義のもとにおける社会主義政党の模範として礼賛することもできなくなったし、こと新しく墮落した社会主義政党として「論証」することも無意味となった。新しい問題設定のもとに、科学的な考察、つまり対象の発生、発展、消滅の総過程の法的認識が真正面から追求されることが要請されたのであつた^(五)。

おおまかにいって以上のような研究史における問題点をふまえつつ、筆者は次のような問題意識をもって本研究をすすめたいと考えている。

いわゆる「大衆社会」論争以来、現代政治理論の領域で基本的課題として設定されるに至った最大のものは、一言でいえば、大衆民主主義的政治体制のもとにおける政治過程の構造をいかに把握するかにあつたといふことができる^(六)。これは、マルクス主義の立場からは、次のような課題として受けとめることができる。すなわち、大衆民主主義的政治体制は、それが帝国主義移行期における労働者階級の主体性確立をテコとして成立したという歴史的事情が示しているように、まさに「プロレタリアートとブルジョワジーとの最後の決戦が徹底的に戦われうる国家形態^(七)」として機能するはずであつた。ところがそれは、労働者階級の主体的な政治参加の制度的条件としてとともに、そのもとで展開された様々の福祉政策とあいまって、体制内在化の条件としても機能していったのである。つまり、「普通平等選挙権は、これまで政治的地平下につなぎとめられていた労働者階級を政治的地平にまで上昇せしめたが社会政策の恩恵の議会的実現、議会による社会政策の推進という連関において、国家と対立していた労働者階級を国

家のなかの労働者階級に転化せしめていく可能性をもたらし^(八)たのであった。こうした条件に規定されて、社会主義運動の中にも、これまでのような「国家と対立していた社会主義」に対して、「国家によって実現される社会主義」を構想する部分が育ってきた。かくして、労働者階級の主体性確立の政治的表現であるところの社会主義政党は、一面で社会主義的政治闘争を展開する大衆的基盤を獲得する可能性をうるとともに、他面、自己の胎内に改良主義、いわゆる社会民主主義を育てつつ、革命的社會主義との間に不断に亀裂を深め、やがて公然たる分裂を招いていったのである。大衆民主主義的政治体制下の政治過程の構造把握とは、こうした階級闘争の組織化を規定する二重的性格をもつところの過程の理論化に他ならない。

筆者は、このような課題に対して次のような方法でアプローチすることが可能ではないかと考えている。すなわちいまのべたように社会民主主義を大衆民主主義的政治体制の機能との関連でとらえうるならば、後者の構造は、逆に前者が発生し、存続していく過程の分析を通じて把握できるはずである。社会民主主義政党が諸々の大衆運動を自己のもとに統合していく過程の構造そのものの中に、大衆民主主義的政治体制下の政治過程の構造の投影を発見できるはずである。イギリス労働党研究をそうした視点からすすめてゆきたいと考えている。

イギリス労働党研究の最初の作業として、その成立過程を検討する。ここでの課題は、成立時に同党がもっていたイデオロギー上、組織上の性格が当時の政治状況のいかなる要因の複合のもとに、いかなる本質をもつものとして形成されてきたかを解明することにある。その際まず問題となることは、労働党結成に重要な役割を果たしたとして一般に指摘されている四つの運動、即ち、社会民主連盟 *Social Democratic Federation* (以下 *S・D・F* と略称) 独立労働党 *Independent Labour Party* (以下 *I・L・P* と略称) フェビアン協会 *Fabian Society* (以下 *F・S* と略称) 新組合主義運動^(九)をいかなる関連のもとに位置づけつつ、「労働党成立史論」を構成すべきかということである。と

りあえず単純化していえば、四つの運動のうち前三者が社会主義者の集団、つまり「目的意識的要素」の強い部分、最後者がそうした集団が活動を展開しうる大衆的基盤を作りだしたものの、つまり「自然発生的要素」が強い部分であるところから、この両者を同党特質形成における規定的要因としてどのような関係において把握すべきかという問題である。^(一〇)

この問題について、これまでの研究では次のように把握されているように思われる。労働党の成立過程で新組合主義運動が重要な役割を果たしてきたことを認める点ではすべて一致している。しかし、その役割の内容について少し検討してみると、例えば、マックス・ベア ^(一一) Max Beer、ペリング ^(一二) Henry Pelling らの場合、それを社会主義者たちが大衆をとらえうる客観的基盤を作りだしたということ以上には評価していない。労働党は、独立労働党に代表される社会主義的潮流のもとに成立した、従って後者の性格が前者の性格形成に大きな役割を果たしている、そうなったのは、独立労働党的な思想と行動とがイギリス人の国民的風土により合致していたからである、ということ以上にはのべていないのである。独立労働党的な社会主義がいかにして形成され、それがいかなる過程を介して労働党の性格を形成するに至ったかが充分明らかでない。特にこの立場からは、労働党がなぜ社会主義諸団体と労働組合の中間に位置する「非政党的政治闘争機関」の活動を媒介にして生れ、さらに社会主義と労働運動の結合形態を労働組合の政党への団体加盟に求めたかを説明することができない。

またコール ^(一四) G.D.H.Cole、ポイラー ^(一五) P.P. Poirier らは、新組合主義運動の役割を前者よりは重視する。特にポイラーは労働党成立を「社会主義者・労働組合同盟」 ^(一六) socialists-trade union alliance の成立としてとらえ、それを作りだした要因を、社会主義諸団体の活動とともに、労働組合内部における自由党から独立した政治運動の成長に求めている。しかし、こうした理解にたちながらも、成立時の労働党の性格形成に果たした新組合主義運動の役割の分析がない。やはり、ベア、ペリング等と同様、社会主義諸団体の性格の中に労働党のそれを規定した根本要因を求めている。^(一六)

この問題について筆者は次のように考えている。成立時の労働党にすでに体现されているいわゆる「イギリス的社會主義」の原型とでもいうべきものは、成立以前の狭い意味でのイギリス社會主義運動史、社會主義思想史の中に求めるよりも、むしろ新組合主義運動の發展過程そのものの中にもとめるべきである。労働党成立の政治過程としては、基本的には、労働組合運動がその「固有の論理」を貫徹させることを通じて政党を生みだしたとみるべきである。社會主義諸団体はそれぞれ性格形成に際して一定の規定要因として作用したことはないが、根本的な規定要因としては新組合主義運動に求めるべきだといふのである。こうした立場をとったときに、ベアやペリング、あるいはコール、ポイラー等のとらえ方によって生じた難点を克服できるであろう。そうしたことから「成立史論」の第一稿に相当する本稿の標題を「新組合主義運動の政治的性格」とした。

さて、新組合主義運動をとりあつた研究は数多いが、その性格分析を真正面からこころみたるものは余りないようである。ほとんど個々の現象的な特徴―例えば、「非熟練労働者の組合運動」「ストライキを主要な武器とする戰鬥性」「共済制度の否認と低額の組合費」「社會主義の承認と議會活動への積極性」等々を列挙することで終っている。但し、筆者が検討したものの中で、最近出版されたクレグ H. A. Clegg 他二人の共同研究^(一七)は数少い例外であった。しかし、その際彼らが用いた方法は、我々が同じ課題にアプローチする際に採用すべからざる方法であるように思われる。

そこでは一八八九年のドック・ストライキを契機に広がっていった労働組合運動を新組合主義運動だと暗黙のうちに前提して、それとそれ以前から存在していた組合運動とを比較対象することを通じて新組合主義の性格を導き出す方法がとられている。その結果、運動史に実証的な検討を加えれば加える程、一般に新組合主義の特徴として考えられていたものが一八八九年以前の運動の中にも存在し、また逆に、一八八九年以降に起つた運動の必ずしも共通する

特徴になっていないことを「発見」して混乱におち入っているのである。^(一八)

こうなった原因は、労働組合運動の歴史的発展過程における一八八九年での「飛躍」の側面を余りに強調し、「連続」の側面をほとんど無視する態度をとっていること、またそれと関連するが、新組合主義を一つの「実体」としてのみ理解し、「傾向」として理解しなかったところにあると考えられる。つまり、新組合主義運動登場の必然性は、後にみるように、イギリス資本主義の帝国主義移行に伴い、職能別組合の論理が貫徹しえない状況が広がっていったところにあつた。従つて、新組合主義的傾向は、帝国主義への移行を開始する一八七〇年代後半にすでにあらわれはじめたのである。但し、職能別組合の場合、自己保存のための状況適応化のそれであるから多分に無意識的、消極的なものであつたし、非熟練労働者の場合、当時としては彼らの組合の存続可能性が好況期に限られていたために定着性をもたなかつた。しかし、例えば産業革命において先進的役割を果し、かつ技術革新が相当程度進んでいたために綿工業においては、一方で職能別組合としての性格をもちながらも、他面ではすでに新組合主義的傾向を時の経過とともに顕在化させつつあつた。それ故、新組合主義運動の性格分析に際しては、職能別組合の矛盾が顕在化する中で次第に採用されはじめ、そして一八八九年以降全面化していった思想上、運動上の傾向は何であつたか、というように課題を設定すべきであると考ええる。

以上のような理由によつて、以下、第一節で新組合主義運動が職能別組合の運動にとつて代る必然性の客観的構造を、第二節でその上にあらわれた新組合主義的イデオロギーの政治的側面の基本的性格を、第三節で労働党を成立せしめる十九世紀後半の政治闘争展開の過程を明らかにする。

(一) これまでのわが国のイギリス労働党研究において、人物論、個別思想史的なもの以外で、しかも啓蒙書以上のものとして

は、河合栄治郎『英国社会主義史研究』（日本評論社版）所収の論文以外にはないのではないか。そして、それは、「英国派社会主義と云う以上は、社会主義の学派の中に、英国派なる別種のもが存在すること」さらに「社会主義でありながら、而もマルクス主義に属しない学派のあること」（同序文）という立場を前提している。マルクス主義の立場からのもので、この河合氏の書物に比肩しうるものは見出しえない。

(二) 正確に言えば、第二次大戦後直ちにこうなったということはできないであろう。むしろ、いわゆる「民主化」の時代においては、まだそれなりの意味をもちえたといふべきだろう。ところが占領期が終り、本格的に戦後政治体制が機能を開始する一九五五年以降は完全にそうなっていたといえる。「現代」の問題性を組上にのせた一九五六・七年の「大衆社会」論争の発生は、その最後の確認であった。

(三) 労働党政権の成立とそのもとのイングリッド銀行の国有化をはじめとした重要産業の国有化政策及び龐大な規模の社会保障政策の展開は、当時、「静かなる革命」の開始として多大の期待をもって注目されたが、戦後経済再建の過程で生じた諸困難を民衆の「耐乏生活」によって解決しようとしたことにより、民衆の離反を招き、一九五一年、保守党政権にとつて代られた。それから約十五年間、労働党は完全に政権から無縁であった。そして、一九六六年成立したウイルソン政権においては、国有化政策をもちや社会主義実現の不可欠のものともみなしていない。

(四) 例えばR・パーム・ダット『世界社会主義運動史』下、四三七〜六九頁参照。

(五) 栗田健氏がイギリス労働組合史について次のように述べていることは、労働党研究においても全くあてはまる。「イギリス労働組合に近代の象徴を認めた問題意識がわれわれに与え得た最も良いものは日本帝国主義の前近代性の批判であり、その使命を持つイデオロギーとしてそれはわれわれ自身のものであったからである。日本帝国主義の敗戦によって迎えた新しい段階がわれわれに要請している理論的分析は、イギリス労働組合の研究にも方法論上の一定の前進を不可逃なものとした。なぜなら、この分野の研究も現在の日本資本主義批判のイデオロギーの一構成部分に他ならないから」（『イギリス労働組合史論』八頁）である。なお本書は、職能別組合のすぐれた研究書である。本稿第一章は多くの点で同書に負っている。

(六) 「大衆社会」論争の意義については、松下圭一「日本における大衆社会論の意義」（『現代政治の条件』所収）に基本的に替成である。

(七) エンゲルス『家族・私有財産及び国家の起源』（岩波文庫版）二二七頁。

- (八) 松下圭一『現代政治の条件』二二頁。
- (九) こうした理解は、例えば、F. Williams; *Fifty Years' March—Rise of the Labour Party* 邦訳、四三〜四六頁。
- (一〇) 社会主義政党史成立におけるこうした二要素の關係については、本稿第三章冒頭でのべる。
- (一一) M. Beer; *A History of British Socialism* これは古典的名著として高く評価されている。
- (一二) H. Pelling; *The Origins of the Labour Party 1880—1900, A Short History of the Labour Party* (邦訳『イギリス労働党の歴史』日本評論社)
- (一三) J. Clayton; *The Rise and Decline of Socialism in Great Britain 1884—1924* もペリングと基本的に同じ立場をとっている
- (一四) G.D.H.Cole; *British Working Class Movement 1879—1947* (邦訳『イギリス労働運動史』岩波書店)
- (一五) P. P. Poirier; *The Advent of the Labour Party*
- (一六) この他、両者ともなるものとして、イギリス共産党員アレン・ハット Allen S.Hutt; *British Trade Unionism—A Short History* (邦訳『イギリス労働運動史』理論社)がある。ここでは、新組合主義運動を指導したものは社会主義者であった(邦訳四二—二頁)とし、後に起る新組合主義と革命的社会主義との分裂の原因を、新組合主義運動の基本的性格に求めるのではなく、「はじめから新組合主義を誤解し、それを攻撃していた社会民主連盟のセクト主義」(同五〇頁)にあると主張している。こうしたところさえ方では、労働党の性格形成における新組合主義運動の意義を理解できるはずがない。
- (一七) H. A. Clegg, A. Fox and A. F. Thompson; *A History of British Trade Unions since 1889, volume I. 1889—1910* なおわが国における新組合主義運動の研究書として、前川嘉一『イギリス労働組合主義の発展』がある。しかしこれは労働党の成立過程との関連でやられた研究ではない。従って、その政治的機能の側面をほとんど分析していない。
- (一八) 結局彼らが新組合主義の特徴としてとらえたものは、組合財政にせめる組合運営費の割合が非常に高いことと、以前未組織ないしそれに近かった人々を組織化した組合であることの二点であった。

第一節 職能別組合の論理と新組合主義運動の必然性

イギリスの一八三〇、四〇年代を彩った労働者階級の資本主義的工場制度に対する暴動的、一揆的な叛乱は、一八四八年のチャーチスト運動の挫折を最後に社会から姿を消していった。労働組合運動に対するチャーチズムの支配的影響力が確立していたのは、激しい不況が反覆し、エンゲルスが『イギリスにおける労働者階級の状態』で明らかにしたような、労働者の悲惨な状態が広範に広がっていた、一八三七―四二年の極く短期間にすぎない。^(一)一八四〇年代後半からの景気の急速な回復と産業の持続的な膨脹とは、チャーチズムの影響力を一掃するとともに、新しい労働組合運動の波を各地で作り返していった。

イギリス資本主義は、一七七〇―一八三〇年に産業革命を達成し、すでに一八四〇年代末には、工業生産力における圧倒的優位のもとに爾余の諸国を原料供給国、あるいは工業生産物の独占的市場として位置づけることにより、いわゆる「世界の工場」たる地位を確立していた。これを基盤にして、一八五〇年頃から一八七三年に至るおおよそ四分の一世紀は、イギリス資本主義史上未曾有の繁栄の時代であり、「ビクトリア黄金時代」と呼ばれた時期であった。この繁栄の中で、エンゲルスが「オーウエン主義の死滅以来、イギリスには社会主義がなかった」とのべているように、文字通りイギリス社会で社会主義が一時「死滅」するとともに、労働組合運動もかつてのように資本主義体制に対する叛逆をやめた。資本主義体制に自らを適応させ、労働組合を体制内の一個の制度として確立させることを通じて、自らの生活向上をはかろうとする態度にかわっていった。コールが当時の組合運動指導者たちのイデオロギーを評して、「資本家が型を示した洋服の裏地のようなもの」^(三)だとのべているが、実際、彼らは既存の体制思想と異なるような新しい思想や社会理念を何一つ提起しなかったし、またその必要さえ感じていなかった。ただ資本主義的イデオロ

ギーを基本的に肯定しつつ、その限界内で自己流に若干の解釈を加えることで満足していたのである。そのようなイデオロギーや運動を担ったものこそ、職能別組合 Craft Union に他ならなかった。そして、この職能別組合を成立せしめていた基盤が、一八七三年にはじまる「大不況」Great Depression 期——経済史家たちは、これを「帝国主義移行期」ととらえている——の中で崩壊していくのであるが、実はその崩壊過程がとりもなおさず新しい型の労働組合運動、すなわち新組合主義運動を準備していく過程に他ならなかった。従って、本章の課題たる新組合主義運動の必然性は、職能別組合の論理とその崩壊過程の分析を通じて明らかにされねばならない。

労働組合運動の復興が職能別組合という組織形態をとってあらわれた一八四〇年代後半のイギリスでは、すでに産業革命を終えていたとはいえ、なお多くの産業で熟練労働者たちが生産過程で主導的な役割を担っていた。一定の訓練期間中に修得された専門的知識と経験とは、当時としては、機械による代替を許さぬものがあった。従って、彼らはその「熟練」所有の故に、資本に対して日常的に大きな発言力をもちえていた。特に資本の側は、熟練労働者の養成を徒弟制度に依存せざるを得なかった。職能別組合は、そうした条件の上に自己の職業政策をくみたてた。

その第一が「徒弟規制」であった。徒弟制度は中世ギルトのもとで広く確立していた技能養成制度であったが、十九世紀の中頃において、特に機械産業をはじめとした各種の金属産業、建築業、製靴業等に広く残存していた。^(四) 職能別組合は、そうした徒弟制度を、徒弟数、徒弟期間等を労働力供給制限の観点から規制することを通じて、職業政策遂行のための自己の機構の一部に組み入れたのである。しかし、この徒弟規制が職業政策の手段として有効であるためには、なお次の条件が確保されておかねばならなかった。それは第一に、当該職種に就く労働者は、定められた徒弟期間を終えたいわゆる「資格」をもった者でなければならぬこと、第二に、当該職種への入職は、当該職能別組合の組合員のみ許されること、第三に、職種間の境界が明確にされたいわゆる「職域」が定められていることであ

る。こうしたことが労資間、職能別組合相互間で合意されることによって、労働市場から一定の徒弟制度を経て当該職種に至る職種毎の単線的系列を労働市場に設定することになり、その系列全体を職能別組合が掌握することを可能としたのである。

第二が「相互保険の方法」^(五) the method of mutual insurance にもとづく共済制度の採用であった。労働者間の共済活動は、先の徒弟制度と同様、職能別組合が成立する以前から存在し、仲間に対する同情、友愛の感情を基礎に「共済クラブ」として発達していた。職能別組合は、それを従来のような臨時的、地方的なものでなく恒常的、全国的なものに、そして生活全般にわたる諸手当を含んだ厩大な体系に発展させたのである。当時、他組合の模範とされた「合同機械工組合」^(六) the Amalgamated Society of Engineers (以下、A・S・Eと略称)の割期的な意義もここにあった。ウエップは、A・S・Eの機構を、「職業保護協会の機能と、常設的な保険会社のそれと結合することを可能にし、かくして従来想像することのできなかつた財政的安定に達することができた巧みに考案された財政的及び行政的^(七)制度」であるとして、そのことを指摘している。組合はこれに伴い大きな財源が必要となったが、それは、熟練労働者のみがよく支払いうるような高額の組合費によってまかなった。

このような共済制度は、職業政策という観点からみた場合、次の二つの作用があった。一つは、いうまでもないことであるが、それによって組合員の生活保護をはかることで組合の団結強化に果す作用である。いま一つは、事故、疾病、失業等によって一定の水準以下で労働力を売ることを余儀なくされた労働者を、手当支給という手段を通じて一時的、あるいは半永久的に労働市場から排除することによって、労働諸条件の水準低下を防止するところの作用である。^(八)このようにかつて共済クラブによって担われていた共済活動が、職能別組合によって職業政策の観点からひきつがれることによってそのもつ意味が根本的に変化したのである。

職能別組合は、以上のような徒弟規制と共済制度とを主要な手段として労働力の供給制限を行なおうとしたのであるが、その際特徴的なことは、それらがいずれも労資対立の背後での労働力供給の「制限的規制」の方策であったという点である。つまり、組合指導者たちは、当時の支配的な経済学の原理に従って、「賃金は、必然的に労働者の各持定階級における需要と供給の関係によらねばならないという経済上の公理を受入れていた。その条件を維持、あるいは改善するに当り彼らがなしうる唯一の手段は、供給を減ずることにある」と考^(九)えていた。従って、ストライキを行なわなかったわけではないが、基本的には「職工が一人づつ退社して、だれもその後を補充しないならば、（雇主たちは）目にも見えない力を感じるに違いない」と考^(一〇)え、制限的規制の方策の有効性を確信していたのであった。

以上のことから、職能別組合とは、当時労働者階級の上層部を形成した熟練労働者層を組織基盤とし、徒弟規制と共済制度とを主要な手段とする労働力の供給制限策によって、その労働諸条件の維持、向上をはかるうとした労働組合であると規定することができるであろう。それは確かに労働組合であることには違いなかったけれども、それが担わんとしたものは、特権的な地位にあった熟練労働者たちの「職能的利害」に他ならなかった。従って、それは資本に対して労働者を職能的利害のもとに団結させた反面、労働者階級を職種毎に分解させ、職種間の不断の対立を生みださずにはおかなかつた。「守るべき特権なくして職能別組合は存在しないであろう。もし特権が保持されるべきであるならば、それは雇主であろうと非熟練労働者であろうが他の職人であろうが、すべての外来者に対して守らなければならなかつた」^(一一)のである。職能別組合の論理は、「自己の財産―職業―を守るために万人と闘争する一個の市民のそれに等しかつた」といわれるゆえんである。まさに社会主義が「死滅」していた時期にふさわしい労働組合であったというべきであろう。

このような職能別組合は、いわゆる「大不況」の中で内部矛盾を顕在化させるのである。職能別組合が、熟練労働

者層の未解体、技能養成機関としての徒弟制度の残存という基盤の上に成立し、そうしたものを基盤にしてのイギリス資本主義の展開が、その「世界の工場」としての地位によって可能とされていたとすれば、それらが崩壊していった大不況期に職能別組合が衰退過程をたどるのはけだし当然であった。

大不況とは、ドイツ、アメリカ等の後進資本主義諸国の抬頭によって、これまで世界市場でしめてきたイギリス資本主義の独占的地位が否定されはじめたことを主たる原因として、一八七三—一九五年にイギリスを襲った長期の不況であった。この期間におけるイギリスの相対的地位低下は著しかった。たとえば、世界産業総生産高にしめるイギリス産業の割合は、銑鉄生産では、一八七三年、四四・七%、一八八三年、四〇・五%、一八九一—一九五年、二八・〇%、同じく石炭産出高では、一八七一年、六二・二%、一八九〇年、四六・〇%といずれも激減している。伝統ある繊維産業でも、綿花消費高において一八七—一七五年、四七・二%、一八八一—一八三年三九・九%となつてあらわれているように、その地位は急速に低下していつているのである。^(二三) こうした状況へのイギリス資本主義の対応が、国内的には独占資本主義への移行、対外的には帝国主義諸政策の展開であった。^(二四) その意味で「一八七三年の経済恐慌」は「産業資本主義の最後で、しかも最大の恐慌」^(二五) であるとともに、世界的にも「独占資本主義」段階への移行の起点をなすものであったと評価されている。

そうしたイギリス資本主義の対応は、生産過程においては大規模な科学技術の導入とそれに伴う熟練労働者層の解体、非熟練、半熟練労働者の大量的産出であった。それは、職能別組合の存立基盤そのものの破壊を意味するとともに職能別組合の組織原理では把握できない労働者を生産過程の中心的位置に登場させることによって、新しい組織原理によるところの組合成立の条件を準備したのである。以下、そのことを明らかにしよう。

職能別組合の内部矛盾は、徒弟規制と共済制度とがもはや職業政策遂行の手段として機能しえなくなることによつ

て顕在化した。まず徒弟規制についていえば、その職業政策としての有効性は、前述したように、機械による代替を許さない熟練労働者の存在、技能養成機関としての徒弟制度の残存から生じていた。従って、技術革新に伴い熟練労働が単純労働に分解せしめられていく状況の中でそれが意味をもちえなくなるのは当然のことであった。職人に対する徒弟の比率を高めようとする雇主側からの要求が高まり、組合の反対にもかかわらず実施されていたこと、定められた徒弟制度を経ないで入職してくる者がふえ、従来のように彼らを「不法者」として排除できなくなっていること、そして何よりも技術革新の中で職域があいまとなり、組合相互間の「縄張り争い」^(一六) the demarcation dispute をたえずひきおこしつつ、ますます組合による当該職種への独占が不可能になってきたこと等々が当時の文書に数多く報告されている。^(一七)

次に共済制度については、手当支給の異常な増加により保険原理そのものが成立しなくなっていた。その最大の理由は、失業手当の増加にあった。もはやかつてのように組合組織を媒介にした職業紹介と遍歴手当^(一八)による労働力の地域的流動化に依存した失業対策は、長期の不況の中での失業者の大量発生、特に労働市場の全国的単一化の中でのその同時的発生という条件のもとでは有効ではなくなっていた。しかも、こうして生じた基金不足を共済制度のあり方そのものの再検討によってではなく、外部からの借金や共済手当支給の量的削減、支給対象者の制限等によって解決しようとしたことは、組合員の組合不信を高める結果となった。そして、特に若手組合員からは、組合員資格規定等にあらわれたセクト主義、共済制度偏重による組合の「埋葬クラブ」化、伝統的な政治不介入の原則の固執等に対して激しい攻撃がなされた。^(一九) 実は、新組合主義運動の著名な指導者、トム・マン Tom Man ショーン・バーンス John Burns らは、いずれもそうしたグループ出身者であった。^(二〇)

他方、非熟練、半熟練労働者たちは、この不況の影響をまともに受けることになった。熟練労働者たちの場合、前

述べたような諸困難に直面させられたといえ、ともかく労働組合に組織されていたことが労働条件切下げに抵抗することを可能にした。しかも、大不況期に続いた物価の低落化傾向は、彼らの平均実質賃金を上昇させることにさえた^(二二)。しかし、非熟練、半熟練労働者たちの場合、彼らが未組織状態にあったことと、非熟練の故に生じる労働力の広範な代替可能性とは、雇主側からする賃金削減、解雇等の実施に抵抗することを非常に困難にした。従って、この期間、彼らの実質賃金は、相対的にも絶対的にも低落していったのである。^(二三)

こうした中で、彼らが自己防衛的にも組織の必要を自覚してくるのは当然であった。特に、レッセ・フェールを信条とする自由主義イデオロギーへの信頼がゆらぎはじめ、一八八〇年代初めに「復活」した社会主義者たちの精力的な活動の中で、その自覚は一層高められた。一八八六、七年、S・D・Fの指導のもとに行なわれたロンドンでの失業者デモは、非熟練労働者たちの運動開始の契機となった。続いて、その規模こそ小さかったが、一八八八年、マツチ女工、ガス工たちのストライキが起り、それらは一八八九年のロンドン・ドックの大ストライキの直接の先鞭となった。これまで全く景気変動の波のままに放置され、労働組合への組織化など全く不可能とされていた波止場人夫たちの一ヶ月にもわたる組織的なストライキとその勝利とは、同様の状態にあった非熟練労働者たちの組織化への強い刺戟となったのである。^(二四)

こうしてイギリス全土に広がっていった非熟練、半熟練労働者たちの組合運動が、職能別組合によるそれと非常に異った組織、行動形態を採用したことはいうまでもない。労働力の広範な代替可能性、つまり、産業毎、職種毎に分断されない単一化傾向にある労働市場ということから、組合組織は、産業、職種を問わず、あらゆる労働者に開放される必要があった。ドック・ストライキの中から生れた「ドック・波止場・河岸及び一般労働者組合」Dock Wharf Riverside and General Labours' Union が採用したいわゆる「一般組合」general union がその典型であった。

また同じ理由で、ストライキを背景にした団体交渉を主要な職業政策遂行の手段とせざるをえなかった。しかし、それによる労働市場統轄がどうしても不十分でしかありえないとき、その補強策として国家に諸政策を求めなければならなかった。こうして、この種の組合運動の登場とともに、労働者階級の政治闘争展開の大衆的基盤が、そしてそれを前提とした労働者政党成立の条件が準備されたのであった。

- (一) Sand B. Webb; *History of Trade Unionism*, P. 181 (邦訳上巻一八〇頁)
- (二) エンゲルス「労働者階級の状態」の一八九二年ドイツ語版序文(マル・エン全集、大月書店、第二巻、六六七頁)
- (三) G.D.H. Cole; *A Short History of the British Working Class Movement*, P. 145 (邦訳、II、十二頁)
- (四) Clegg, Fox and Thompson; *ibid.* P. 15
- (五) S. and B. Webb; *Industrial Democracy*, P. 152 (邦訳、一七四頁)
- (六) ウエップは、これを「新模型」 *New Model* と呼び、「一八五二年及び一八七五年の間、合同機械工の根本規約を模倣しようとするか、あるいはその特色の一、二を導人しようとするか、いずれをも企てなかった職業はほとんど存在しなかった」(Webbs; *History of Trade Unionism*, P. 224) とのべている。
- (七) Webbs; *ibid.* P. 218 (邦訳、上巻、二二二頁)
- (八) 失業手当について、ウエップが次のようにいっていることは、他の諸手当についてもあてはまる。「失業手当は、災害に對して個人を保護することにその主要なる価値があるのではない。……その最も重要な機能は、不景氣の時に生活上の必要のためにやむなく雇主の提出する条件を受入れざるをえなくする競争によって、標準賃金率及びその他の正規の雇用条件が『蚕食される』のを防ぐ点にある。」(Webbs; *Industrial Democracy*, P. 165)
- (九) Webbs; *History of Trade Unionism*, P. 201 (邦訳、上巻一九七頁)
- (一〇) *ibid.*; P. 199—200 (邦訳、上巻一九六頁。)
- (一一) Clegg, Fox and Thompson ; *ibid.* P. 129

- (一二) 栗田健、「同上」四五頁。
 (一三) 入江節次郎『独占資本イギリスへの道』一二—三頁
 (一四) 前川嘉一、「同上」八頁。
 (一五) 入江節次郎、「同上」七七頁。
 (一六) その職種への入職する権利がいずれの組合に属するかをめぐる争いである。有名な話としてはパイプ製造において、二インチ半以下は鉛管工の仕事、従ってそれは鉛管工組合に属する職域、二インチ半以上は仕上工、従ってA・S・Eの職域と定められていたため、丁度二インチ半のパイプをめぐる争いが起った。
 (一七) たとえば、Webbs; *Industrial Democracy*, P. 472
 (一八) 遍歴手当とは、失業した組合員に求職旅行費として支給されるものをいう。労働市場が地方的に分断されていた間は、これが組合の失業対策として有効であった。
 (一九) 「われわれは、合同機械工組合やロンドン植字工組合のような『貴族的』な組合の中に、労働組合が相互保険会社に墮落するのに猛烈に反対し、職業団体から賃金の低い労働者を除外するのに抗議……(する)青年の『新組合主義者』の部分が育ちつつあるのを見出すのである。」(Webbs; *History of Trade Unionism*, P. 388—9 邦訳、下巻、三五頁)
 (二〇) 両者ともA・S・E出身者である。
 (一一) (一一一)

労働貴族と労働者大衆の賃金 1869—1903

(1900 = 100)

Trade Cycle	Labour	Mass of the
	Aristocracy	Workers
1869—79	85	92
1880—86	88	85
1887—95	91	90

(Kuczynski; Labour Condition in Great Britain P.69)

(二三) 一八八九年から一八九〇年にかけてどれだけの労働者が組織化されたかはわからないが、労働組合会議(T・U・C)加盟人員でみると、一八八九年、六八万七千人であったのが、一八九〇年には百五九万三千人と二倍以上に増加している。

第二節 新組合主義イデオロギーの基本的性格

前節で、職能別組合の論理が「自己の財産―職業―を守るために万人と闘争する一個の市民のそれに等しかった」とのべたが、そのイデオロギーも当時の「市民」にふさわしい「経済的個人主義」を基本としたものであった。そのことは、職能別組合指導者たちの貧困の原因や失業対策をふくめた職業政策一般に対する考え方によくあらわれている。

たとえば、貴金属工組合書記、アレン H. Allen は「高令の貧困者に関する王立委員会」Royal Commission on The Aged Poor での証言で、労働者を三つの部類、すなわち、第一は、教育あり技能をもった労働者で、老後も他人の援助をほとんど必要としない人々、第二は、正直者で、良い暮しをすることに熱意はもっているが、道徳的、知的欠陥のためにやがて他人の援助を必要とする人々、第三は、怠け者で、無学と道徳的欠陥のために自立した生活を営みえない人々に分け、こうした分類を前提にして高令者の貧困問題を考えようとしていた。⁽¹¹⁾このように貧困の原因を当人の道徳的、知的欠陥に求める見解は、「労働組合会議」Trade Union Congress (以下、T・U・Cと略称)第二回大会席上、労働者の生活困窮との関連でその飲酒癖が批難されていることにもみられるように、一般に通用していたものであった。そして、そうした見解の前提には、レッセ・フェールに対する絶対的な信仰があった。つ

まりレッセ・フェールこそ、社会の繁栄、個人の幸福の不可欠の条件であり、また自然法則と同様、神の攝理にかなったものであった。従って、自由競争に敗れ、生活困窮におちいっても、それは当人のなんらかの個人的欠陥に原因があり、個人の責任において対処さるべき事柄であると考えられた。こうした考え方は、他人の援助に依存して生活を営むことを恥とする生活態度を生み出すとともに、災害、病疾、老後の備えとしての貯蓄（共済基金）を行うために「禁欲」と「節約」とが生活倫理として受け入れられた。旧組合主義の最も著名な指導的人物の一人、ブロードハースト H. Broadhurst は「T. U. C の席上で法定八時間労働制に反対して「女、子供のため以外に（国家の）保護を求めることは、イギリス人の性格に決してなかったことである。……成人男子は、自分の勇氣と独立心によって、自分自身を守ることができた」とのべているが、ここには自由主義的国家観と、生活倫理の面でそれに対応する「自助」self-help の精神—ビクトリア時代に最高の徳目とされたもの—とが、見事に表現されている。職能別組合は、こうした考え方を根本にもって、前節でみたような職業政策を採用していたのである。

以上のような職能別組合の考え方は、実は、「ベンサム主義の時代」^(四) the Period of Benthamism といわれる当時のイデオロギー状況の反映にすぎなかった。人は快樂と苦痛の二つの主人の支配下にある、何が快樂であり苦痛であるかは本人が最も良く知っているのであるから、各人に自由に利益を追求させればよい、そうすれば「最大多数の最大幸福」がえられる、国家はそうした個人の行動に干渉すべきでないとする、ベンサムに代表される功利主義思想が、社会全体、国家の対内、対外政策の全般を貫ぬかるべきだと考えられた。そして、繁栄を続けるビクトリア時代は、まさにそうした考え方の正しさを実証しているかの如くであった。繁栄の思想に浴しえた熟練労働者たちの職能別組合は、そのような体制側の思想を基本的に肯定していたのである。

ところで、このベンサム主義は、一八七三年にはじまる大不況の中で勢力を失っていった。すでに一八三〇年代後

半以来の工場法運動によって、少年婦人労働保護のために産業活動に一定の規制を加えることは、マッカロック McCulloch の如き自由放任主義者にも受入れられるようになっていたが、その後の労働組合運動の前進の中で、それを産業災害の特に多かった炭鉱、鉄道等にも適用範囲を拡げよという要求が高まっていた。また、アメリカ、ドイツ等、保護関税政策を武器とした後進資本主義諸国の世界市場での抬頭は、自由主義的な貿易政策、植民地政策の再検討を迫っていた。これらはすべて、国家の権限強化、経済過程への介入強化を根拠づける理論を要請していたのである。このような要請は、その『自由論』において個人の独立と社会的統制との調整を問題にしたミル J.S. Mill をステップとして、グリーン T.H.Green を中心としたオックスフォード学派の「理想主義的国家論」によってこたえられた。

グリーンは、ベンサムと同様個人主義の立場にたちながらも、大衆の貧困と経済制度の不平等性を問題にし、個人の自由と社会福祉とを国家の活動を媒介にして調和せしめようとした。つまり、民主主義国家の重要な課題として、社会福祉政策を提起したのである。そして彼のこうした思想は、チェーンバレン J. Chamberlain を中心とした自由党左派のグループ、いわゆる「新急進派」New Radicals の運動によって担われた。

帝国主義移行期におけるチェーンバレンの役割の 評価については稿をあらためるとして、ここで注目すべきことは、「非公認綱領」unauthorized programme にもられた彼の社会主義に対する考え方である。彼はそこで、社会主義を「汚名ではなく、承認を求めている近代的傾向」とみなすべきだとし、さらに、「イギリスにおける立法上の進歩は、多年の間、明確に社会主義的なものであった。また今後ともそうあらなければならない」とのべ、その立場から国家による資本主義的矛盾の救済を提案している。

実は彼は社会主義を、一種の「コレクティヴィズム」Collectivism の意味に理解していたのである。コレクティヴィ

ズムとは個人主義的価値観を前提にしながらも、レッセ・フェール政策に反対し、公共の福祉のために国家の社会に対する指導、介入を是認する考え方である。^(二〇) こうした考え方は、ダイシイもその著『イギリスにおける法と世論』で詳細に分析しているように、確かに一九世紀後半、次第に支配的になっていくイギリスの世論上、法律上における新しい傾向であった。チェーンバレンは、この傾向を高く評価し、その強化のために活動したのである。そして、そうした傾向がイギリスで支配的になる上での彼の寄与について、チェーンバレン研究家ガービン J. L. Garvin は、「レッセ・フェールは、彼があらわれたとき、消滅した^(二一)」とまでのべて、それを高く評価している。

選挙権拡張や大衆福祉のための社会改革をめざすチェーンバレン派の活動は、当然労働者たちの強い支持と期待とをあつめていった。彼は選挙権拡張を、単に民主々義的政治改革の次元でのみ評価するのではなく、民衆の社会的諸要求実現の制度的条件として理解していた。^(二二) まさにこの点にこそ、第二次選挙法改革後保守化していった自由主義者たちと彼の大きな違いがあったし、またそこにこそ自由主義的ブルジョアリーの政党たる自由党に所属しながら、なおかつ労働者の「政治的代弁者」たりえた根拠があった。大不況の中で、労働組合の立場にたちながらも政治的には自由党を支持するところのいわゆる「自由^{II}労働主義」 Liberal Labourism が強まりこそすれ決して弱まらなかった重要な理由の一つは、このチェーンバレン派の活動にあったといわなければならない。

ところで、以上のような自由主義の自己修正の過程に併行して、労働者の間にも大きな思想的变化が進行しつつあった。ヘンリー・ジョージ Henry George の「土地社会主義」論にもとづく各種の土地改革運動、そして「社会主義の復活」と呼ばれる S・D・F、F・S の成立等は、そうした変化を作りだした要因であるとともに、そうした変化のあらわれでもあった。しかし、当時のイデオロギー状況を全体としてみた場合、そこでの中心的な論点は、国家の社会諸過程介入の是非をめぐる問題にあった。レッセ・フェール信奉者たちと、前述した自由主義の自己修正の

結果生れたコレクティヴィズム的傾向をもった人々との論争が焦点となっていたのである。ハインドマン等の社会主義の大衆的影響力は、それほど微弱であった。従って、たとえそのような状況の中での土地社会主義が思想的系譜としては自由主義と社会主義の橋渡しをしたとして評価できるにしても、現実的な作用としては、自由主義的国家観をコレクティヴィズムの方向へ修正するものとして存在したのである。自由党がこの土地社会主義論を保守党攻撃の武器として盛んに利用したとき、それは両刃の剣となって自由党がよって立つ原理そのものを修正させるものとして作用したのはまさに歴史の皮肉であった。こうした中での労働者大衆の思想的な変化、つまり経済的個人主義思想からの脱却の方向は、そうしたイデオロギー状況の構造に規定されて、コレクティヴィズム的傾向をおびざるをえなかったのである。新組合主義運動は、こうした状況を背景にして登場してきた。

序文で指摘しておいたように、新組合主義的傾向は、すでに大不況期に入る頃からいくつかの産業の組合運動にあらわれはじめていた。その代表的な例が紡績工組合である。ここでは、技術革新の進展にともない、「紡績労働には著しい熟練の区別がなく、それは程度の問題であり、せいぜい個々の労働者の経験に帰属すべきものにすぎない」^(一三) っていた。従って、職能別組合のように徒弟規制に主たる職業政策の手段を求めることができず、ますますストライキを武器とし、団体交渉によって労働諸条件の維持、向上をはかる方向を追求せざるをえなくなっていた。しかし第一節でも述べたように、非熟練、半熟練労働者が生産過程で支配的になるといふことは、従来のように職種毎に分断されていた労働市場がますます単一化され、それ故労働力の広範な代替可能性が生れることを意味した。そのことが、旧組合が組織をより閉鎖的にすることによって労働市場の統制をはかるうとしたのに対して、新組合は、できるだけ開放的なものにするることによってそれを追求しなければならぬ理由であった。と同時に、後者の場合、広範な人々の組織化を通じての労働市場の統制にはどうしても限界があることから、その補助手段として公的規制による

ところの労働者保護政策を国家、地方自治体に要求せざるをえなかったのである。新組合主義運動における政治闘争への積極性は、こうした関連のもとに生じていた。そして、こうした新組合主義的傾向は、大不況期の中でますます多くの産業の組合に浸透しつつ、一つの運動潮流となって、旧組合主義との間に運動の基本的方向をめぐる対立を激化させていった。それは、一八八九年のドック・ストライキを起点とする新組合主義の時代の準備過程であった。

しかし、そうした状況の政治的意義は、第三次選挙法改革による大衆の政治参加の制度的条件の完備とあいまって、いわゆるコレクティブイズムの立場からする政策展開を支える大衆的基盤の成熟であったといわなければならない。労働者保護のための公的規制を求める新組合主義運動は、その自然発生的性格においては、自らをこの一種のコレクティブイズムにおしつけていく方向性をもっていたのである。

新、旧組合主義の対立は、一八八〇年代後半、法定八時間労働制をめぐる集中的に現象した。法定八時間労働制にみられる国家を媒介にした職業政策の遂行は、一方にとっては組合による労働市場統制の限界をカバーするため必須の手段であったのに対して、他方にとっては自律主義にもとづく労働力供給の制限的規制策に対する外部からの干渉を意味した。それは、両者の組織原理そのものにかかわる思想上の対立であった。かくして、法的八時間労働制の要求は、新組合主義運動の政策的シンボルとなったのである。以下、新組合主義が勝利していく過程を、T・U・Cを舞台としたこの問題をめぐる両者の対抗関係の推移の中にみてゆきたい。

法定八時間労働制をめぐる最初の衝突——それは同時に、両派の最初の本格的衝突であった——は、一八八七年、ケア・ハーディ KHardie の T・U・C 大会における動議提出によってひきおこされた。ブロードハーストが指導する議会委員会は、勿論それに反対であったが、不況の中で高まりつつあった下部大衆の不満への譲歩として、全組合員の投票に付せられることになった。さらに、次年の大会でハーディはその投票方法の不備について再び執行部に迫

り、再投票に付させることに成功したが、同時に提案した法定八時間制の炭鉱、鉄道での実施要求は否決された。そして、一八八九年、ドック・ストライキの最中に開かれた大会で明らかにされた投票結果は、三九、六二九対六二、八八八の大差でそれは否決されていた。これは単に大差で否決されたというだけではなく、投票総数が全組合員の八分の一であった点になによりもこの問題に対する人々の関心の低さがあらわれていた。しかし法定八時間制の要求は、ハーディの指導のもと、ランカシャー地方の炭坑夫たちによって独自の担われつつ、一八八九年の運動の大爆発とそれによる組織加盟人員の急激な膨脹を背景にした一八九〇年大会で、わずか三八票の多数ではあったが（四）に可決された。その著名な指導的人物の名をとって「ブロードハーストの時代」と呼ばれた旧組合主義の時代は、彼の出身組合「石工組合」Operative Society of Stonemason が替成の側に走るることによって余儀なくされた辞職を契機に、T・U・Cは全体として新組合主義的方向に傾斜していくのである。

以上のことから、新組合主義イデオロギーの政治的側面における基本的性格を、どのように特徴づけることができるであろうか。

ドック・ストライキをはじめとした一八九九年以降の主要なる運動の先頭に、S・D・F所属のバーンズ、テイレット、マン等が立っていたこと、そしてなによりも新組合の当初の主張が、資本主義に対する激しい体制批判、あらゆる労働者の階級的団結、大衆ストライキの有効性の強調等であったことから、新組合主義運動に対する（マルクス主義的な）社会主義思想の影響が過大に評価されがちである。^{（一五）}確かにストライキの中で、S・D・F系の社会主義者たちが大いに歓迎され、また活躍したことは事実であった。しかし、それはそうした社会主義グループの一人であったチャンピオン H. H. Champion 自身がのべているように「社会主義のためではなく、社会主義であるにもかかわらず、思索的な考え方のためではなく、彼らの個人的な能力のために、歓迎された」という評価が正しいであろう。両者が共同行

動をとりうる領域は、国家に対する労働者保護のためのいくつかの改良的要求に限られていた。そしてその際、組合の諸行動を支えていたイデオロギーは、これまで示唆してきたように一種のコレクティヴィズムであった。これは、「新組合主義の勝利」といわれる一八九〇年のT・U・C大会後、バーンズが、そこで可決された「六十の決議のうち四五は、『新』『旧』の労働組合運動が自分たちでやりえないことを立証したものを国家と自治体が労働者のために果すように直接訴えたものに他ならない。……強者に対して弱者のために国家又は自治体の干渉を要請したものである」^(一七)とのべていることからもうらづけられる。独占移行の過程で成熟した条件に支えられた労働者階級の自然発生的な経済、政治闘争への大衆的参加が、そうした条件と議会制民主主義の一応の制度的完成とに対応してあらわれた体制イデオロギーの支配的影響下におかれた時、こうした傾向を強くおびることになった。それは、本質的には「組合主義」^(一八)的政治闘争のイデオロギーと同質であった。しかし、社会主義的指導が極めて弱く、自由主義の自己修正を通じて生れた新たな体制思想が進歩派を代表するというような当時のイデオロギー状況に規定されて、それは特殊イギリス的なコレクティヴィズムという姿をとったのである。^(一九)従って、イギリス労働者階級のコレクティヴィズムへの改宗は、労働党成立の必要かつ十分条件とは決してなりえなかった。なぜなら、彼らは、必ずしもいわゆる独立労働派 independent labourではなく、彼らと自由党左派との主張の相違は、質的なものではなかったからである。一貫して法定八時間労働制のための運動の中心勢力であった炭坑夫たちが、最後まで自由党支持に固執していたことはそのことを証明している。

次にいいうることは、^(二〇)議会制民主主義の制度的条件のもとでのコレクティヴィズムは、議会主義、改良主義とならざるをえないということである。議会制民主主義のもとでは、国家に対する諸要求は選挙、議会を通じて合法的に政府の政策に反映させうるルート^(二〇)を制度上保障しているからである。従って、一八八九年以降の大衆運動の高場は、現象的には労働者階級の戦闘性の回復であるようにみえるにもかかわらず、結果としては、革命的社會主義ではなく、議会

主義的、改良主義的な社会主義が強化される方向に作用したのであった。ウェップは「一八八九年は……社会主義的宣伝の流れを革命的水路から立憲的水路に転換させた……。波止場人夫闘争の危機に際しては、一瞬間『ゼネスト』の思想が火の手をあげたが、たちまち実行不可能としてすてさられた^(三)」とのべて、この点を指摘している。以上のような新組合主義的イデオロギーの政治的側面における基本的性格は、十九世紀後半の労働者階級の政治闘争の方向、形態を規定しつつ、やがて成立する労働党の性格に継承されていくのである。

- (一) Royal Commission on The Aged Poor, 1895, Evidence, 16, 545—6 edited by E. J. Hobsbawm, Labours Turning Point 1880—1900, P. 3,
- (二) B.C. Roberts; The Trade Union Congress 1868—1921, P. 56
- (三) Report of T. U. C, 1887, P. 35, edited by E. J. Hobsbawm, *ibid.* P. 96—97
- (四) A. V. Dicey; *Law and Public Opinion in England*, P. 63,
- (五) 「経済学者たちは、いかなる場合でもあらゆる干渉の敵であると考えられているが、私はそのような考え方をしない者の一人であることを申し上げたい。私は、成人や職人たちの間には介入したくない。……子供たちがそのような問題で自分自身のために判断する力をもっていると主張するのは馬鹿げている。」(McCulloch to Lord Ashley, 28th March 1833. qtd. in A.V. Dicey; *ibid.*, P. 222)
- (六) とりあえず、河合栄治郎『トーマス・ヒル・グリーン思想体系』、比岡勲『イギリス政治哲学の生成と展開』参照。
- (七) チェーンバレン研究家の間で、前半の「社会改革者」としての彼と後半の「帝国建設者」としての彼との間の断絶が指摘されている。しかし、両者は統一的にとらえらるべきであり、そこにこそ帝国主義段階における民主主義国家の支配のイデオロギーの問題性をのみいだすことができる。帝国開拓者として有名なセシル・ローズが連合王国四千万民衆の生活問題解決の立場から帝国主義の必要性を説いたあの考え方である。
- (八) チェーンバレンが、一八八五年、新急進派の綱領として発表したものである。自由党の正式綱領ではなかったために、この

名で呼ばれた。

- (九) qtd. in G. D. H. Cole, *British Working Class Politics 1832—1914*, P. 80.
- (一〇) ダイシィは、コレクティヴィズムについて次のようにのべている。「この学説は、二つの命題を含んでいる。第一は……レッセ・フェールが立法上の正しい原則であることの否定であり、第二は、それが個人の選択や自由の範囲を非常に制限する場合でも、政府の指導、介入の利益を信じていることである。」(A. V. Dicey; *ibid.* P. 259) 筆者は、この意味においてそれを使用したい。同じような内容を頭において「国家干渉主義」、あるいは「国家社会主義」という語を用いる人もいるが、それらが、いずれも自由主義の系譜に属しながら、その自己修正によって成立したこの内容があいまいになるので採用しなかった。

- (一一) qtd. in E. E. Gullley; *Joseph Chamberlain and English Social Politics*, P. 325
- (一二) E. F. Gullley; *ibid.* P. 69
- (一三) 前川嘉一『イギリス労働組合主義の発展』二三頁。
- (一四) qtd. in B. C. Robert; *ibid.* P. 93
- (一五) その典型的なものが、Allen S. Hunt; *British Trade Unionism—A Short History*がある。序文(一六)参照。
- (一六) qtd. in J. Clayton; *The Rise and Decline of Socialism Great Britain 1884—1924*, P. 56
- (一七) 「一八九〇年九月二十一日、リヴァプール大会におけるジョン・バーンズの演説」qtd. in Webbs; *History of Trade Unionism*, P. 408—9 (邦訳下巻、五三頁。)
- (一八) 組合主義とは、基本的には資本主義制度の肯定の上に立って、労働組合の経済行動によって、それで不足する場合、補手段としての政治行動(レーニンは、これを「組合主義的政治」と呼び、「社会民主主義的政治」と区別した。)によって、労働者の生活を維持、向上させようとする考え方をいう。
- (一九) 組合主義とコレクティヴィズムの相違は、後者がその思想的系譜からして個人主義的価値観に立脚しているのに対し前者は必ずしもそうした一律的なものをもたない点にある。これはイギリス労働党の社会主義による体制批判が「純粋に経済学的というよりもむしろ倫理的」(トローネー R. H. Tawney)の事と関連がある。
- (二〇) ただし、政党、議会制等の形骸化と一定の社会的危機とが結合したとき、それはサンデイカリズム的傾向をおびる。

第一次大戦前後広がった「ギルド社会主義」 Guild Socialism は、新組合主義運動のこうした性格との関連で検討する必要があるのではないか。また新組合主義運動の著名な指導者、トム・マンが、後にサンディカリズムの指導者になっていることは示唆的である。

(111) Webbs; *ibid.* P. 411—12 (邦訳、下巻五六頁)

第三節 新組合主義運動の政治的主体性の確立過程

ここでいう「政治的主体性の確立」とは、労働者階級の個別的、分散的な運動を、一定のイデオロギーと組織とを媒介にして、既存の体制ないし政治諸勢力と対抗しうるような統一的政治運動に統合する組織を確立させることを意味する。つまり、労働者階級に基盤をもった社会主義政党を作り出すことである。このような意味での政治的主体性の確立過程は、それ自体、二つの側面から構成される。一つは、既存社会を根底的に批判し、変革しうる社会主義理論、変革のプログラムを作り出すところのイデオロギー的結集の過程であり、いま一つは、労働者大衆がその自然発生的な闘争の（敗北の）中から旧来のイデオロギーと活動形態の限界を認識し、第一の側面で作りだされたイデオロギーを受入れざるをえない状態を作っていく過程である。この両側面が統一されることによって、社会主義政党は誕生し、確立する。イギリス労働党の場合、マルクス主義の立場からみてそれがいかに改良主義的なものであっても、ともかく社会主義的性格をもつものである限り、こうした二側面の統一によってしか生れることはできなかったのである。ただし、その際、後者の側面が主導的ともいえる役割を果たしたことがマルクス主義政党の場合と異っており、それがイギリス労働党の特異な性格を形作る最大の要因であったといわなければならない。本稿でこのころみているように、成立時の労働党の性格の「原型」とでもいうべきものを、新組合主義運動の中に求めなければならない根拠

がここにあるのである。以下、一九世紀後半の労働運動が労働党の直接の前身たる「労働者代表委員会」Labour Representation Committee (以下L・R・Cと略称)を生みだすに至る過程を明らかにすることによって、前節でのべた新組合主義イデオロギーの基本的性格が労働党に媒介されていた必然性を明らかにしたい。

一九世紀初頭、チャーチズムに指導された反資本主義的な労働運動は一九世紀中頃から体制内的なそれに移行していくが、その移行の最初のあらわれが反穀物法運動であったといわれる。それは、中産階級の指導者たちが労資の利害が基本的に「一致」している具体的目標をはじめて運動の場に提起し、熟練労働者の主力を組織することに成功したのであった。その意味で、反穀物法運動は、「労働者をチャーチズムから切離し、具体的に実現可能な改革の要求に引き寄せた」^(一)点に意義があったということができる。チャーチスト死滅以降の改革運動は、この穀物法運動を契機として、中産階級急進派の指導のもとに職能別組合指導者たちを統合した同盟によって展開されていった。

一八五〇年代後半、選挙法改革を目標に掲げた改革団体が各地で組織され、それらはやがて全国的統合の方向に向っていった。そして、それらの統合体として、次の三つの有力団体が出現した。第一は、ランカシャー地方に基盤をもった「全国議会改革同盟」National Reform Union であり、第二は、ロンドン、バーミンガム等、主要都市に基盤をもった「全国議会改革連盟」National Reform League であり、第三は、「北部議会改革同盟」Northern Reform Union であった。二者とも普通選挙権獲得を主要な目標として掲げていたが、第一は、中産階級急進派が多数をしめていたため、「戸主選挙権」Household Suffrage で妥協する意図をもち、第二は、労働者が多数をしめていたため「一人、一票」^(二)、*One man, One vote* のスローガンのもとに「成人選挙権」Manhood Suffrage を要求した。第三は、前二者の中間的性格を示していた。^(三)このようにその主張において若干の相違はあったが、基本的立場は、いずれも「市民」としてのそれであり、その意味では急進派の政治運動として一括できるものであった。労

働者階級は、ようやく経済闘争の次元で職能別組合という非常に限界をもった階級組織に結集しはじめていたにすぎず、まして政治闘争の次元では、急進派との同盟にイデオロギー的にも組織的にも自らを解消していたといえることができる。

こうした諸団体の活動によって達成された第二次選挙改革は、有権者を二倍に増加させただけでなく、第一次改革以来進行中であったトウリー・ウィッグの、保守党、自由党への再編成を完了させた。それは同時に、これまで改革運動の先頭にたっていた急進派の中で、第二次改革に満足し、その体制に順応していかうとするグループと、改革をさらに徹底させようとするグループへの分解の始りをなした。しかし、改革直後においては、旧ウィッグの主要な部分とともに自由党を構成した急進派の多くは、まだ地方の急進派組織を足場として、独自の立場から活動することができた。従って、労働組合の指導者たちは、これまでと同様、彼らとのゆるやかな同盟によるこの運動を構想することができた。自由党から独立した運動などということは全然問題になりえなかった。というのは、当時の組合指導者たちの政治的要求は、急進派綱領の未達成の部分プラス若干の独自の要求にすぎず、すべて急進派の支持を得られうるものであったからである。

しかし、自由党が第二次改革によって「体制と対立する勢力」から「体制を支配する勢力」となり、その党組織が整備、強化されつくすとともに、オストロゴルスキー M. Y. Ostrogorsky が『民主主義と政党組織』 Democracy and the Organization of Political Parties で分析しているように、急進派は次第に独自の性格を喪失し、自由党に從属していった。ちょうどその頃、労働組合の法的地位、工場法改正、労働者の災害補償等が問題化し、それらをめぐって自由党と労働組合とが対立するのである。こうした中で、組合指導者たちの間で、今後の政治運動の進め方をめぐっての意見の相違が生じた。それは、これまでのように急進派との同盟を基軸にして運動を進めようとするポツタ

— G.Potter らのグループと、労働組合の組織的結集（両者の対立には派閥的な主導権争いがからんでいた^(四)ので、これは、事実上、ロンドン労働評議会を意味した^(五)）によって行うべきだとするジュンタのグループの対立であった。しかし、情勢の急迫は両者に妥協を余儀なくさせ、急進派との同盟でもないし、労働組合の結集体つまりロンドン労働者評議会でもなく、すでに成立していた T・U・C でもないところの、「労働者代表連盟」 Labour Representation League を一八六九年に結成して労働組合の合法化を要求し、そのために労働者議員を選出する運動を行った。

ところが、一八六四年の「主従法改正運動」を皮切りに高まってきた組合活動の自由を求める運動に対する政府側の譲歩が、労働争議に伴う一切の「迫害」「妨害」「脅迫」及びピケットに対する峻厳な刑罰条項とだきあわせになされようとしたとき、實際上、組合運動は重大な危機にたたされることになった。こうして、ジュンタは、T・U・C 強化とそれによる政治闘争の遂行に本格的に踏切らざるをえなくなった。彼らはこれまで運動の主導権を掌握しておくために、T・U・C の確立にはそれほど熱意を示さなかった。労働組合の危機と次第に勢力をましてきた北部地域の要求におされて、ついにジュンタをして T・U・C でもって闘う以外にないことを確認させたのである。かくして、同年の T・U・C 大会では、その常設執行機関であって、議会対策を担当する「議会委員会」 Parliamentary Committee を新設しそのもとで運動をすすめることになった。このように、一八七一一七五年の労働組合の法的地位をめぐる闘争において、これまでのような急進派との同盟を基軸とする政治闘争の遂行という、いわば「市民」的政治参加の形態は、T・U・C という組合組織を媒介にした形態にとって代られたのである。しかしイデオロギー的には、「法の前における平等」を前提として、「労働者以外のものがやっても違法でない行為を、労働者がやっても違法としてはならない」「個人がやっても違法でないことを、団体がやっても違法としてはならない」というように、その要求は市民的権利の考え方に基礎づけられていた。

労働組合の法的地位問題が一八七五年、保守党内閣のもとで基本的に解決されると、もはや自由党と労働組合の間には政治上で根本的に対立する問題はなくなった。それどころか組合指導者たちは、彼らの次の関心事であった国教徒と非国教徒との平等、宗教上の差別のない公教育、州参政権 County franchise の拡大等の実現において、自由党に大きな期待をかけていた。こうして、T・U・Cの政治闘争機関の性格は再びうすれていった。労働者議員の選出も各組合にゆだねられた。こうした態度は、不況に入るとともに一層強まった。ブロードハーストを頭とするT・U・C幹部のこの頃の基本的態度は、「安全第一」つまり、雇主側からの労働条件切下げ要求に対しても、組合組織保存のために譲歩をかさねた。こうしたときに、政治の領域で彼らに自由党の限界を越えることは期待すべくもなかったのである。

しかし、大不況期に、前節でのべたように、自由主義の自己修正の結果成立したコレクティブイズムの立場からの政策展開を主張する新急進派が自由党内部に生みだされるとともに、その影響を受けた労働者階級の法定八時間労働制要求をはじめとする政治闘争が強まりつつあった。そのような政治闘争は、当面、議会自由党内部に労働者議員をふやすことによって行なわれたが、アイルランド問題をめぐるチェーンバレンの脱党によって、自由党による社会政策の展開がそれ程期待しえないことが明らかとなったとき、それは自由党からの独立をめざす方向を次第に強めていった。強まりつつあった新組合主義的傾向は、その性格上、政治闘争強化の立場からいわゆる「自由労働」派議員を増加させつつ、「独立労働」派が強化される基盤を作っていたのである。

一八八五年のT・U・C大会では、同年行なわれた総選挙で自由労働派候補が十一人も当選したことも手伝って、今後労働者候補を支援し、これに財政的援助を与えるべきことを内容とした決議案が採択された。この決議自体、何ら具体化されなかったが、次の大会で再び労働者候補支援のための基金設置が決議されるにおよんで、「労働

者選挙協会」Labour Electoral Association (以下L・E・Aと略称) が結成されることになった。これは一応T・U・Cとは別個の組織ということになっていたが、実際は議会委員会の統轄下にあり、それ故T・U・C指導部の基本的態度であった自由II労働派の限界をこえるものではなかった。しかしそれは、各地で組織されつつあった労働者協会 Labour Association を下部組織としていたため、そこに独立労働派が浸透していくことによって結成時の性格を変化させる可能性をもっていた。

新組合主義的傾向は、やがてT・U・C大会にも反映されるようになってきた。一八八七年大会でのベヴァン W. Bevan の開会演説^(七)は、その最初の明確な表現であった。そしてこれは、ハーディが法定八時間労働制を掲げてブロードハーストに挑戦した大会でもあった。前述したように、このハーディの提案は、一八九〇年大会で採択された。この大会をもって、T・U・Cは、「事実上一種のコレクティブイズムに移行した^(八)」ということができる。

新組合主義的傾向は、その政治的諸要求を強めていく過程で、独自の政党結成への動きを表面化させた。これは、T・U・C大会では一八八八年、ホッジ J. Hodge 提案となつてあらわれたが、一八八九年の運動の高場以降、社会主義者たちの活動とあいまって急速に広がっていった。そして、この動きは、社会主義者の影響が比較的強かった各地の労働評議会 Trade Council を通じてL・E・Aの地方組織に伝わっていった。他方、自由II労働派的方向をとる組合指導者たちは、今までその活動に熱心でなかったL・E・Aを、独自の政党結成の動きに対する防壁として利用しようとした。従つて、L・E・Aの地方組織は、両派との間で奪い合いとなり、あいついで分裂していった。そして、独立労働派の掌握下にあつた組織は、一八九三年に結成される独立労働党に吸収されていく。

独立労働党については、社会主義者の政治指導の側面から問題にすべきだと考えるので、ここでは検討しない。ただ一点ここでいうべきことは、独立労働党の成立とその後の経過からT・U・Cを媒介にしない労働者党結成は、当時と

しては決して大衆的基盤を獲得できないということが明らかとなったことである。だから、独立労働派は、今後労働組合それ自体に独立労働派の方向をとらせるように努力することになった。そして、この努力が実を結ぶのは、いま一度体制側からの労働組合否定の攻撃が必要であった。一八九六年にはじまるそうした攻撃は^九一八九九年T・U・C大会でついに「労働者代表委員会」の結成を可決させた。そして一九〇〇年二月、五〇万の組合員を代表する一二九人の代議員の出席のもとに正式に発足した。それはイデオロギー的にも実際の活動上においても依然として自由労働派の傾向を残していたけれども、とにかく議会内で自由党とは別個のグループを形成し、多数の労働組合を団体加盟させて、すでに労働党の輪郭を整えていた。

以上のような一九世紀後半の政治闘争展開過程の概略から、次の二点を指摘することができると思う。

第一は労働者階級の主体性確立の条件は、組合内部に生れたインフォーマルな政治指導グループであるところの急進派、自由労働派、独立労働派といわれるものの指導によって準備されていたことである。そして、その過程は、労働組合の組織確立とその政治闘争への志向性増大に規定されていた点である。すなわち、政治指導における急進派から自由労働派への移行は、一八七一一七五年の労働組合否認の攻撃に対して組合組織を媒介にした闘争形態を採用せざるをえなかったこと、また、自由労働派から独立労働派への移行は、新組合主義運動の広がりに伴うコレクティブイズムの立場からする政治闘争の強化と、社会政策、労働政策における自由党の反動化によって、それぞれ規定されていた。その意味では、政治闘争の基本的性格は、徹頭徹尾、組合主義的なものであったといえることができる。

第二は、政治的主体性の確立過程は、その組合主義的性格に規定されて、労働組合側のイニシヤティブのもとであり、社会主義諸団体と労働組合（T・U・C）の中間に位置し、両者の媒介体となった「非政党的政治闘争機関」――L

・R・L、L・E・A、L・R・C—によって担われたという点である。これは、組合内部に伝統的に政治闘争に對する強い嫌悪があり、それにもかかわらず緊急な政治課題が提起されたとき、組合内部の対立の表面化をさけるための組織的配慮であったと考えられる。従って、非政党的政治闘争機関は、労働組合の政治闘争への積極性が高まればそれだけ、T・U・Cや各組合と密着し、加盟方式も少数の有力の幹部による個人加盟から労働組合の団体加盟へと変化していったのである。

かくして、イギリスの労働組合運動は、政治闘争展開の過程で、自由派労働派、独立労働派等の政治指導グループを生みだし、その指導を受け入れつつ、いくつかの非政党的政治闘争機関を媒介にして、自らを労働党の直接の前身たる「労働者代表委員会」のもとに統合していったのであった。

(一) G. D. H. Cole; *A Short History of the British Working-Class Movement 1789—1947*, P. 142 (邦訳、II、七頁。)

(二) *ibid.* (邦訳、II、九四頁。)

(三) 例えば、「ロンドン労働者協会」Labour Working Men's Associationの「我々の政策」Our Platformと題する一八六七年の宣言には、次ような要求が列挙されている。residential and registered manhood suffrage. 人口に應じた議席の再配分、無記名投票、労働者議員の選出、教会税の廃止、地主や地代に関する法律の改正、世俗教育の全国的制度、労働組合の権利の法的保護、生産と両立しうる最低限度までの労働時間の削減…… (qtd. in G. D. H. Cole; *British Working Class Politics 1832—1914*, P. 25—27)

(四) 一八六〇年代に、ロンドンに中央本部をもつ主要組合の幹部であつて、同時にロンドン労働評議会の指導部を構成した人々をさす。アラン W. Allan, アップルガース K. Applegarth. らが有名。彼らは、当時の非公式の全国指導部たる役割を担おうとした。

(五) G. D. H. Cole; *British Working Class Politics 1832—1914*, P. 49—50

(六) B. C. Roberts: *The Trade Union Congress* 1868—1921, P. 94

(七) 「労働運動は、資本と労働の現在の状態の不可逃的な結果である。資本はその目的のために下院を用いた。労働も(またそうして)その負担を軽くし、よりよき状態を確保すべきではないか。勿論これらの問題への国家の介入は害になるといわれるであろう。国家の介入に対するこの反対は、労働問題が前面にでてくるときにのみ主張されるのは非常に奇妙である。……もし、人々の家庭が改善され、失業者に職が与えられ、空腹な人にパンが与えられ、我々の大都市の貧民に希望が与えられるならば、我々は国家の介入でやっていくことができる。国家の介入は……独占や特権を長い間助けてきた。今や貧民を助けるために、それをやらせよう。」 (qtd. in B. C. Robert, *ibid.* P. 117)

(八) G. D. H. Cole: *ibid.* P. 129

(九) 労働組合をして「労働者代表委員会」に決定的に踏切らせたものは、労働組合の争議行為によって生じた損害を組合が補償することを要求した「タフ・ヴェイル事件」判決であった。

むすびにかえて

一九世紀後半、新組合主義運動は、非熟練、半熟練労働者たちがおかれていた客観的条件と、当時のイデオロギー状況の特殊な構造とに規定されて、思想的には一種のコレクティブイズムの立場に立ち、それに照応した組織形態をとりつつ、労働党の成立を準備したところの政治闘争を展開した。労働党成立の前提状況がこうしたものであったとき、社会主義者がとるべき基本的態度には、一応次の三つを考へることができる。第一は、そうした新組合主義的政治闘争の性格、方向を全面的に肯定し、その連続的延長線上に政党結成を構想する立場、第二は、その体制内の性格をきびしく批判しつつ、その全面的な否定の上に真の社会主義思想に貫徹された政党結成を構想する立場、第三はその限界を充分認識しつつも、労働者階級の政治的成長にとって当面の最大の課題であると考えられる「自由党からの独立」を達成

するために、新組合主義的政治闘争の基本的方向にそってゆるやかな政党結成を構想する立場であった。充分な検討なしには危険であるが、あえていえば、一八八九―九〇年頃の時点で見ると、第一の立場をフェビアン・グループが、第二の立場をハインドマン派社会主義者たちが、第三の立場をマルクス派社会主義者たちが、それぞれ代表していたといえるように思われる。

すなわち、フェビアン・グループはベンサム、ミル等の功利主義哲学の系譜下に生れ、明確にコレクティヴィズムにもとづく諸政策を主張していた。彼らに対するチェーンバレン派の影響はいたるところで看取できる。たとえば、その自治体綱領は後者のいわゆる「ガスと水の社会主義」 Gas and Water Socialism をひきついだものであったし、その税制改革に関する考え方は、「未公認綱領」のその部分とはほとんど同じ、というように。その意味では、彼らは新組合主義と基本的に同じ思想的基盤の上に立っていたといえることができる。ただし、当時まだ彼らは思想の武器をもってする自由党その他への「浸透政策」を主張していた。独自の党結成を主張するのはずっと後になってからである。

次に、ハインドマンは、イギリスにおけるマルクス紹介者として有名であるが、その極端なセクト主義、独断的、独裁的性格等の理由で、S・D・F成立後間もなくマルクス派と対立していた。彼は社会主義の基本原則を教条的に主張する余り、改良を革命にとって有害なものともみなし、労働組合の意義を全然認めない見解におちいていた。従って、新組合主義運動の発展を自己の大衆的基盤確立の条件として受けとめることができず、労働運動の基本動向から切離されたところで「純粋な」政党結成を追求した。

最後にマルクス派は、エンゲルスの指導のもと、新組合主義運動の発展を高く評価し、それによって生じた新しい条件を利用して、とにかく一応の階級的性格をもった綱領にもとづく労働党結成を主張し、それは労働者階級の成長

とともに社会主義化していくであろうと考えた。従って、法定八時間労働制をはじめとした改良的性格の政治闘争に積極的に参加しつつ、新組合主義的政治闘争の発展に努力した。

成立時における労働党の性格は、本稿で明らかにした新組合主義的政治闘争に対する、こうした様々の立場、理論、政策を掲げた社会主義者たちの行動とのからみあいの中で決定される。そして前者の基本的性格に適合するものが後者の中から「選択」されて、新しい労働党の指導グループを形成することになる。